

## 令和元年度 第2回 長野県文化財保護審議会 議事録

日時：令和2年2月4日（火） 11時00分～17時00分

会場：議会増築第1特別会議室ほか

出席委員：佐々木会長、市澤委員、入江委員、大窪委員、小野委員、熊田委員、高橋委員、  
多田井委員、土本委員、松崎委員、村山委員、山田委員、吉田委員、吉村委員  
(14名)

### 1 開会

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

#### (1) 事務局あいさつ

○事務局（小林文化財・生涯学習課長）

皆さん、こんにちは。文化財・生涯学習課長の小林司と申します。よろしくお願いいたします。

本日はご多用の中、本年度第2回目の文化財保護審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から文化財の調査等でご尽力、ご協力いただいておりますこと、心から感謝申し上げます。

まず、昨年10月12日、13日にかけての台風第19号の県内の被害の状況です。後ほどご報告申し上げますが、県指定、国指定等の文化財、31件に被害がありました。県といたしましては、国等関係機関と連携いたしまして、所有者等が行う復旧事業を支援してまいりたいと考えております。

さて、本日の審議会ですが、この後、部会での審議も含めまして、まず平成31年1月に開催した平成30年度の第2回審議会及び令和元年9月に開催した令和元年度第1回の審議会、その2回で諮問いたしました指定案件の審議を中心をお願いいたしたく思っております。また、県宝及び無形民俗文化財の指定の諮問を3件予定しているところがございます。

本日、午後5時ごろまでの長時間に及ぶ日程となっており、誠に恐縮でございますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして簡単ですが、あいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

#### (2) 佐々木会長あいさつ

○佐々木会長

皆さん、おはようございます。住んでいます伊那谷から長野市に来ますと、もう少し雪があるかなと思っていたのですが、やはり雪がない。雪が少ない冬となりました。暖かいから楽かなと思われるのですが、実は農業の視点から見ますと、山に雪がないということは、春先の田植えの時期など、雨が多く降らない限り水不足も心配される、そんな異常な気象だと思っています。

異常な気象といえば、先ほど課長さんからも説明がありましたように、台風第19号により長野県内でかなり被害が出ました。災害にあった時に気が付くことなのですが、指定文化財の被害状況はすぐに調べられていきます。問題は、未指定のものでございます。まだ指定されていない文化財で価値があるのはまだまだございます。ただ、それらのものがあまり把握されていないと言えるかと思えます。

さらにもう少し言いますと、文化財の周辺にあるもの、例えば仏像の周りにあるものです。私の専門は庭・名勝のほうなので、庭を取り上げますと、例えば池に水を供給する水路がふさがれると、庭は大変なことになります。そういった文化財の周辺にある基盤と言えるようなもの、こういったものにも目を配っていかなければならない。

つまり、文化財の保存とは、それ単体だけではなくてその周辺にあるものも考えていかなければならない。ですから、文化財の被害の報告だけではなく、その周辺にあるものは、本当に大丈夫なのか、価値が損なわれてはいないかということまで見ていかなければならないと思えます。

また、文化財には相互のネットワークがあります。言い換えますと、ある地域でどんな文化財、どんななものがまともに残っているのか、そのような視点で文化財などを見ていくことも重要かと思えます。ぜひ、委員の先生方もこういった被害のとき、このような視点で自分の専門外のものも確認していただけたらと思っております。

実は昨日も文化財に関する委員会がありまして、事務局の谷さんと一緒だったので、駒ヶ根市にある光前寺の名勝庭園の会議です。災害には落雷や火事もあります。そうすると警報や放水銃という話になるのですが、さらに水道と直結されていない場合は、防火水槽の問題もあります。その防火水槽、実は貯水の状況を誰も確かめていないなど大変なこともありました。ですから、警報や放水銃、それだけではなくて水源などその根元にあるもの、そこまでのチェックなり、見るときの配慮もお願いしたいと思えます。

災害は、これからますます増えていくかと思えます。ぜひ、委員の先生方、また文化財の担当の方々は、こういった視点でいろいろな面から注意していただけたらなと思っております。

今日はまた長丁場になると思いますが、丁寧な審議のほど、よろしく願いいたします。

### 〈審議会成立報告〉

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

本日の委員の出席状況について申し上げます。審議会委員15名中14名の委員の皆さまにご出席をいただいております。委員の過半数のご出席をいただきましたので、長野県文化財保護条例第42条第2項の規定により、本会議が成立することをご報告いたします。

### (3) 諸連絡

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

【配布資料及び日程の確認】

【文化財指定状況の説明】

【台風第19号による被害状況の説明】

※部会別審査のため、中断

(2) 部会別審議 (略)

(3) 全体会 (略)

#### 4 審議

〈議長選任〉

○事務局 (小林課長補佐兼文化財係長)

それでは審議会を再開し、次第4の審議に移らせていただきます。議長につきましては会長が議長となる旨、長野県文化財保護条例第42条第1項に規定されておりますので、佐々木会長にお願いいたします。

○佐々木会長

それでは、議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

〈議事録署名人の指名〉

○佐々木会長

初めに、本日の議事録署名人を指名いたします。市澤委員さん、吉村委員さんをお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

〈会議の撮影、傍聴の許可〉

○佐々木会長

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆さまにお諮りした上で認めてきたところです。本日も、これを許可したいと思います、ご異議はございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ご異議がありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音につきまして、これを許可いたします。

##### (1) 議題

〈議第1号 長野県宝の指定の答申について 「木造不動明王立像」〉

○佐々木会長

それでは、現在、審議会に諮問されている案件につきまして、審議いたします。

まず、議第1号の「木造不動明王立像」について、ご審議をお願いいたします。この案件につきまして、担当の熊田委員からご説明をお願いいたします。

○熊田委員

【資料に基づき説明】

○佐々木会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質疑等がございましたら発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員一同

【質疑等なし】 ※注 答申案件審議の最後に指定範囲について質疑あり

○佐々木会長

それでは、本案件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

それでは、「木造不動明王立像」について、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。ありがとうございました。

○熊田委員

ありがとうございます。今の点で、21 ページの9に保存の要件を少し書き添えさせていただいておりますが、大変小さい木造のお堂に安置されておまして、防火防災上、非常に問題が多い状態でありますので、大変全国的にも珍しい不動明王像ですから、ぜひ確実な保存的な措置が講じられることを希望いたします。

〈議第2号 長野県宝の指定の答申について 「鉄造阿弥陀如来立像」〉

○佐々木会長

次の議第2号の「鉄造阿弥陀如来立像」について、ご審議をお願いいたします。熊田委員さん、ご説明をお願いいたします。

○熊田委員

【資料に基づき説明】

○佐々木会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質疑等がございましたら発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員一同

【質疑等なし】 ※注 答申案件審議の最後に指定範囲について質疑あり

○佐々木会長

それでは、本案件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これに対し、ご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ありがとうございました。それでは、「鉄造阿弥陀如来立像」について、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

〈議第3号 長野県宝の指定の答申について 「エリ穴遺跡出土品」〉

○佐々木会長

次に、議第3号の「エリ穴遺跡出土品」につきまして、ご審議をお願いいたします。この案件につきましては、担当の高橋委員さんからご説明をお願いいたします。

○高橋委員

調査票を読ませていただきます。種別、有形文化財、県宝（考古資料）。名称、エリ穴遺跡出土品。員数、485点。実は、この485点という数字は、昨年の諮問時に比べて1点増えております。これについて追加されているわけですので、簡単にご説明を申し上げます。

別紙資料の39ページをご覧ください。ここに1点、基面にぼつぼつと穴の開いた多孔底浅鉢というのがあります。これが新たに加わった追加資料ですけれども、まず番号が「485EK37」と付いておりますが、「485」を「474」にお改めいただきたいと思っております。これは今までその重要度が認識されていたんですが、さらに再度認識したということで1点加えられたというふうに思います。

【以下、資料に基づき説明】

○佐々木会長

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、質疑等がございましたら発言をお願いいたします。ございませんか。

○委員一同

【質疑等なし】

○佐々木会長

それでは、本案件につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

ありがとうございました。それでは、「エリ穴遺跡出土品」につきまして、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定いたします。

それでは、3件お認めいただいたのですが、一度振り返って確認したいと思います。熊田先生、仏像の指定の範囲ですが、本体だけでしょうか。それとも、その周りにある光背やあるいは手で持っている物、何というか分からないんですが、それも含んでいるのでしょうか。

○熊田委員

持物と言います。

○佐々木会長

どこまででしょうか。

○熊田委員

持物や装飾品や光背、台座含めて、その仏像です。西洋の考え方ですと、体軀、実体だけを対象としますが、仏像は、光背というのは付属品ではなくて、仏様の発しているオーラを光背というかたちにして、蓮華の上にたたずむ全体を、台座、光背を含めて全体を仏像の表現とみなしていますので、指定も全体です。

ただし、光背、台座が残っているというのは少ないんです。ですから、調査のときに光背、台座候補と明記いたしますが、指定対象は全体です。だからこそ、光背や台座を修理するときは、やはりきちんと現状変更届を出して、たとえ現状のものより良くする場合でも、届を出してどうかたちがふさわしいのか、きちんと識者によって検討してから復元されるというかたちになります。

ですから、オリジナルの部分だけが指定対象というふうにはなりません。

○佐々木会長

ありがとうございました。光背、台座、持物をすべて含むということで指定となります。

〈答申書（案）確認〉

それでは、事務局から答申書（案）の配布をお願いいたします。

【答申書（案）の配布】

○佐々木会長

ただ今配布されました答申書（案）について、何かご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員一同

【異議なし】

○佐々木会長

それでは、本案を答申書として決定いたします。

## (2) 諮問

○佐々木会長

次に、本日付で長野県教育委員会から諮問がされています。事務局から諮問書の写しを配布してください。

【諮問書の写しの配布】

○佐々木会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（小林文化財・生涯学習課長）

それでは、諮問書についてご説明申し上げます。

今お配りいたしました「長野県宝の指定について（諮問）」をご覧ください。今回、諮問いたしますのは、長野県宝に指定する文化財が「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」及び「木造阿弥陀如来立像」の2件、長野県無形民俗文化財に指定する文化財が、「須坂祇園祭」の1件でございます。

詳細につきましては、担当からご説明させていただきます。

○事務局

〈銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像〉

初めに、訂正を何点かお願いいたします。

「銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像」の45ページの概況と特色（1）伝来・由緒の3行目、「領主小田切氏一族の僧」とありますが、その後に「慶誉上人」と入れていただければと思います。これが1点目です。

2点目ですが、同じ（1）の下から4行目、「中尊の着衣法などからは」とありますが、その前に、「定尊鑄仏と推定されている甲府・善光寺銅造阿弥陀三尊像（建久6年、重文）に比して」という言葉を入れていただければと思います。

それから訂正の3点目ですが、46ページの諮問理由になります。3つ目の○の下から2行目の「国人領主や」の代わりに「信濃の」としていただければと思います。

【以下、資料に基づき説明】

〈木造阿弥陀如来立像〉

「木造阿弥陀如来立像」につきましても訂正をお願いいたします。51ページになりますが、訂正は1点です。概況と特色の（1）伝来・由緒の6行目、「慶長3年（1598）代官・関一政」とありますが、まず「代官・」を消していただきまして、その後に「関一政長門守」とありますが、「一政」の部分「長門守」の後に持っていき、「関長門守一政により」としていただければと思います。

【以下、資料に基づき説明】

○事務局

〈須坂祇園祭〉

【資料に基づき説明】

○佐々木会長

ありがとうございました。

以上、長野県宝指定2件、長野県無形民俗文化財指定1件が諮問されました。ただ今の説明がありました件につきまして、質疑等がございましたら発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

○委員一同

【質疑等なし】

○佐々木会長

それでは、本日諮問のありました3件につきましては、各部会担当の委員さんを中心に、答申に向けて調査等をよろしくお願いいたします。

### (3) その他

○佐々木会長

次に、その他といたしまして、委員各位から何かございませんか。また、事務局から何かございませんか。

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

事務局からは特にありません。

○佐々木会長

はい。よろしいでしょうか。

○委員一同

【発言なし】

○佐々木会長

それでは、以上で本日の議事は全て終了いたしました。委員の皆さまのご協力に対しまして感謝申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

### (4) 答申

○事務局（小林係長）

長時間にわたる審議をありがとうございました。それでは、ここで先ほど長野県宝指定の答申を決定いただきました「木造不動明王立像」「鉄造阿弥陀如来立像」及び「エリ穴遺跡出土品」につきまして、佐々木会長から答申書の交付をお願いしたいと思



ます。

【佐々木会長から轟次長へ答申書を手交】

## (5) 教育次長あいさつ

○事務局（小林課長補佐兼文化財係長）

それでは、教育委員会事務局教育次長の轟からごあいさつを申し上げます。

○事務局（轟教育次長）

教育次長の轟寛逸でございます。本日は、大変お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございました。また長時間にわたりまして慎重なご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

さらに、委員の皆さま方には、日頃から指定候補物件の現地調査等でも大変ご尽力をいただいているところでございますし、さまざまな機会にご指導、ご助言を賜っているところでございまして、重ねて深く御礼を申し上げたいと思います。

ただ今、指定が適当であるとの答申をいただきました、長野市の「木造不動明王立像」、筑北村の「鉄造阿弥陀如来立像」、松本市の「エリ穴遺跡出土品」の3件につきましては、速やかに指定の手続きを進めてまいります。

さて、県内に甚大な被害をもたらしました今年の台風第19号の災害でございますけれども、多くの文化財も被災をいたしました。長野県教育委員会では、国・市町村等と連携して被災した文化財の復旧を支援して、文化財を確実に後世に引き継ぐために、一層の力を注いでまいりたいと考えております。委員の皆さま方からは、引き続きご指導、ご助言を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、御礼のあいさつとさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

## 5 閉会

○事務局（小林係長）

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第2回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。

令和2年2月4日

議事録署名委員 市 澤 英 利

議事録署名委員 吉 村 稔 子